

(様式 2 - 2)

塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）に係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）

所在地 塩竈市新浜町三丁目地先

2 募集期間

令和 6 年 7 月 1 6 日から令和 6 年 8 月 3 0 日まで

3 応募団体（1 団体）

塩釜市漁業協同組合

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和 6 年 9 月 9 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

第二次審査（ヒアリング） 令和 6 年 1 0 月 3 0 日

5 審査方法

令和 6 年 1 0 月 3 0 日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none">施設の設置目的を踏まえた管理運営方針になっているか。人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。施設の維持管理計画が適正であるか。現金の取扱等、使用料の管理は適切であるか。利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。利用者の増加に向けた取組がなされているか。事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。防犯及び防災に対する対応体制が適切か。個人情報保護の考え方は適切か。情報の管理体制は適切か。	40 点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none">安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。安定的な運営が可能となる経済的な基盤を備えているか。施設の管理実績は十分か。事業に対する取組姿勢は適正か	40 点
収支計画	<ul style="list-style-type: none">経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。	20 点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委 員 長	長 谷 川 新	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
副 委 員 長	伊 藤 栄 明	宮城県小型船安全協会会長
委 員	斎 藤 ま ゆ み	有限会社まるきた商店代表取締役
委 員	清 水 仁 美	ヒトミコンサルティング代表
委 員	山 田 智 志	宮城県水産林政部副部長（技術担当）

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合 計	摘 要
塩 釜 市 漁 業 協 同 組 合	計画の内容及び実現性	2 6	2 8	2 8	2 7	2 6	1 3 5	指定管理者候補者
	申請者の能力	2 8	2 6	2 8	2 8	2 8	1 3 8	
	収支計画	1 4	1 2	1 2	1 2	1 2	6 2	
	合 計	6 8	6 6	6 8	6 7	6 6	3 3 5	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 27,665,000円（うち県指定管理料 27,665,000円）
 支出総額 27,665,000円

9 指定管理者候補者

団体名 塩釜市漁業協同組合
 代表者 代表理事組合長 鈴木 久仁
 所在地 塩竈市新浜町三丁目30番17号

10 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

11 選定理由

- (1) 管理運営を行う人員体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在することにより、即応体制が確保され、利用者の利便性や安全対策についても、必要な知識や技能を有するなど、適正な計画であると認められた。
- (2) 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、これまでも指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を十分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

12 指定管理者の指定

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和6年11月県議会の議決を経た上で、令和6年12月11日に指定管理者に指定した。